

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年十二月十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳一

一 許可番号

平成二十七年四月十五日

指令川建セ第二六〇一三〇〇号

二 検査済証番号

平成二十七年十二月四日

川建セ第二七〇〇六九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字都五十三番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県秩父郡東秩父村大字大内沢千四百四十四番地

落合 次夫